

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 令和6年3月15日（金）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 鯉渕教育長 中上委員 森委員 四王天委員 大塚委員 泉委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和6年3月15日（金）午前10時00分

1 一般報告・その他報告事項

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

2 審議案件

教委第59号議案 横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の全部改正について

教委第60号議案 横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正について

教委第61号議案 横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について

教委第62号議案 横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第63号議案 訴訟に関する教育長臨時代理について

3 報告案件

教委報第5号 訴訟に関する臨時代理報告について

教委報第6号 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉淵教育長

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。
それでは、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

木村教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 3/12 本会議（第5日）追加議案上程・質疑・付託
- 3/14 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）

教育次長の木村です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、3月12日に本会議第5日目が開催され、追加議案の上程・質疑・付託が行われました。

また、3月14日に市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催されました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

- いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらは前回の教育委員会定例会から本日までの間についての報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について」報告いたします。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

特になければ、次に「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について」所管課から御報告いたします。

近藤人権健康
教育部長

人権健康教育部長の近藤でございます。令和6年3月8日、横浜市いじめ問題専門委員会から公表されました、「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告書について」御報告させていただきます。詳細は人権教育・児童生徒課担当課長から説明いたします。

中村人権教育・児童生徒
課担当課長

それでは、「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について」報告いたします。横浜市いじめ問題専門委員会から、調査報告書が提出されましたので、報告します。「報告件数」は1件でございます。「いじめ重大事態対処のための調査件数」については、資料御覧のとおりになっております。

資料1について御説明いたします。「調査の目的」ですが、いじめ防止対策推

進法第28条に規定する「重大事態」が発生した場合の調査等を行うため、教育委員会の附属機関として「横浜市いじめ問題専門委員会」が設置されております。重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、事案対処、同種事案の再発防止を目的とするものです。

「事案概要」ですが、横浜市立中学校2年生の女子生徒が令和2年3月に自殺で亡くなりました。令和2年4月から文部科学省の指針に基づく基本調査、令和2年7月から詳細調査を開始した後、令和2年10月から本調査はいじめ重大事態調査に相当することとなりました。

「中学2年時（令和元年度）の経過」ですが、5月中旬より次第に部活動を休みがちになり、6月には退部しています。7月、4月に自己紹介カードに記載したニックネーム（インターネット上の彼氏からつけてもらったもの）でからかわれ、また、体育の授業中、不快な言動があったとの訴えがありました。夏季休業中、生徒aによるLINEブロックがありました。これは後ほど御説明いたします。10月、体育の授業で本件生徒が失敗したときなどに「またかよ」という雰囲気を感じるとの相談があり、担任が男子生徒を指導しました。担任が保護者等と面談し、クラス替えの要望がありましたが、年度途中のクラス替えは難しいと回答し、①から③の選択肢を示したところ、本件生徒と保護者は、②の3年生に進級するまでの不登校を選択しました。2月、次年度のクラス編成について、一緒になりたくない生徒とは別にするが、一緒になりたい生徒bと一緒にになれるかどうかは分からない旨伝えられました。3月、修了式に出席し、担任が成績票を交付しました。お亡くなりになった日ですが、保護者から成績票をもらっていないとの連絡があり、担任は本人に交付した旨を回答。その後、本人から担任に連絡があり、保護者とのやり取りを伝えたと、急に落ち込んだ様子になりました。

「2年次のクラス内等の状況」ですが、当初は生徒aと親しかったが、間もなく疎遠になり、その後はクラスに特別に親しい友人がおらず、一人で過ごすことがほとんど。複数の部活動の部員との関係悪化と6月の退部により、クラスとは異なる「居場所」の一つを失いました。

次に、「調査結果」の「いじめと自殺との関連性」についてですが、いじめ防止法28条1項の「いじめにより」生命心身財産重大事態又は不登校が生じたかどうかの判断は、民事・刑事上の責任追及の前提となる相当因果関係ではなく、事実に因果関係の有無で足りる。1段落飛びまして、重大事態調査は、特に自殺事案においては、同種事案の再発防止が重要な目的であることから、いじめやそれによって醸成された心理状態が強く影響して自殺を行ったことが推認される場合は、いじめが自殺の要因であると評価し、因果関係を認めるべきである。本件では、お示しのとおり、①から④までの事情等から、いじめやそれによって醸成されたと見られる孤立感が強く影響して自殺を行ったとすることができる。したがって、いじめが自殺の要因であると評価し、因果関係を認めるべきであるとされています。

「いじめと認定された行為」ですが、まず、からかいの行為として、複数のクラスメートがニックネームでからかったり、本件生徒がごみを捨ててに行くと「捨てに行きました」などと行動を実況したこと。次に、LINEブロックとして、生徒aは、担任の依頼を受けて、本件生徒と分担して作業する件について、本件生徒にLINEで連絡したが、数日間「既読」がつかなかったため、疎遠になっていた本件生徒がブロックしていると思い込み、本件生徒をブロックしたという行為がいじめと認定されております。

次に、「学校・教育委員会の問題点」として、「1 学校及び教職員の対応

（主なもの）」です。からかいについては、7月の学校いじめ防止対策委員会で情報共有されていたが、いじめとして認知されなかった。いじめ認知は各学年の判断に委ねられており、また、学校いじめ防止対策委員会は学年連絡会と兼ねて行われ、いじめだけでなく、不登校、発達の課題等も報告する場となっていた。1つ飛びまして、からかいについては、複数の生徒を一度に集めてしっかり事実確認をしないまま指導した。もう一つ飛びまして、体育の授業の件について、名前が挙がった生徒の言い分を十分に聴き取らず、事実があったことを前提として厳しく指導した。スクールカウンセラーにつなげるなどして、生徒の気持ちに向き合う姿勢が必要だった。1つ飛びまして、学校の対応は全体的に組織的対応が不十分である。不登校期間中は、孤立感や勉強の遅れ、進路に対する不安など悩みは大きいため、学校は不安を抱える生徒・保護者を支援すべく、積極的に関わるべきであったなどが指摘されております。

「2 本件生徒の自殺後の背景調査（基本調査）の評価（主なもの）」ですが、当時、教員が事実関係を認識していたにもかかわらず、「学校いじめ防止対策委員会」においていじめの認知がなされていなかったことを踏まえ、学校教育事務所は「いじめ」の表記を残すのは相当でないと判断し、学校の案にはあった「いじめ」の表記を全て削除するよう指導した。基本調査開始当初の4月から、遺族は背景にいじめがあると訴えていた。背景調査は、自殺後、時間が経過していない段階で、学校がその時点で持っている情報や、調査中に得られた情報の迅速な整理が求められるが、学校の対応の問題点として、「（1）生徒への聴き取りについて」は、①自殺の事実を伝えて聴取するかを遺族に打診しなかった点と、②聴取対象が5人と限定された点が問題として指摘されています。また、「（2）遺族への基本調査の報告について」は、教育委員会が報告の目的を、「学校が、本人を見守っていたことが遺族に伝わること」と設定したことは、そもそもの目的を逸脱し、誤っている。更に、人権教育・児童生徒課においても、学校教育事務所の方針の問題性に気付かなかった点は、事案対応に専門的知見を有してしかるべきであるだけに誠に残念であると指摘されています。

「再発防止策」については、資料2「横浜市教育委員会としての再発防止策（案）について」で御説明いたします。「1 はじめに」として、横浜市では、平成29年3月、東日本大震災の被災地から転校してきた児童へのいじめについて、「学校や教育委員会が十分な対応ができなかった」との深い反省のもとに、「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」を策定し、8項目34の再発防止策について取組を進めてきました。しかし、今回の報告書（公表版）で指摘された学校や教育委員会の課題は、この取組が徹底できていなかったことを鮮明に示しており、学校や教育委員会は真摯に反省するとともに、再発防止の徹底に向け、改めて強い覚悟を持って取り組むことが必要です。

報告書（公表版）は、本事案の検証・評価を行ったうえで、「当該中学校及び教育委員会において、本報告書（公表版）を用いた事例検討会を行って具体的な事実関係を振り返り、本専門委員会の評価・検証内容も踏まえながら、主体的に、同種事案の再発防止策を検討・実行」し、「本事案のような悲しい出来事が繰り返されないよう、具体的かつ実効的な提言が現場側からなされることを強く期待するものである」と結んでいます。いじめによって「かけがえのない命」が失われたことの重さを、横浜市の教育に携わる者全てが肝に銘じて、報告書（公表版）に示された再発防止策を最大限尊重しながら、取組を進めていきます。

「2 これまでの流れと再発防止に向けた取組のフロー図」をお示ししております。横浜市会、教育委員会等からの御意見・御指摘を踏まえ、今年度中に再発防止策を策定し、令和6年度から全校での取組をスタートします。フロー図の下

にありますとおり、全校（全教職員）研修・再発防止策の徹底、全校から研修結果等の教育委員会への報告、いじめ問題専門委員会・市会への報告の循環をしっかりと継続させてまいります。

「3 報告書（公表版）で指摘されている再発防止策を踏まえて」「（1）いじめの事実確認の必要性とそれを可能にするための方策」ですが、事実確認は、いじめの全容解明のために行うものであるという目的のもと、いじめの疑いが生じた場合、まず学校いじめ防止対策委員会に事案を報告し、組織的に事実確認の方法を検討するとの指摘を受け、「あるべき事実確認を可能にするための方策」として、「『いじめ』根絶！横浜メソッド」を活用した専門教員研修の徹底などに取り組みます。

「（2）いじめの認知の重要性とそれらを可能にするための方策」ですが、「いじめ」の中には、教職員の介入は相当でないと判断されるものから、積極的・組織的に介入して対応すべきものまで千差万別で、いじめの認知は、広範な「いじめ」の中から教職員が積極的・組織的に介入すべき状況にあるものを適切に拾い上げ、教職員による組織的・継続的なモニタリングを行うことであることから、いじめの認知は、一部の教職員に委ねるのではなく、学校全体で組織的に行うことが必要との指摘を受け、「いじめの認知を学校全体で組織的に行うための方策」として、「学校いじめ防止対策委員会」を「既存の組織と兼ねず、別に置く」ことの徹底、いじめ防止対策委員会の「会議録」、「いじめ認知報告書」の改定などに取り組みます。

「（3）いじめを受けた子ども及び保護者に対する支援の充実化」ですが、いじめを受けた子どもの心情を理解することが不可欠で、いじめがストレスとなり、心身に影響を与える仕組みを理解することが重要である。子ども一人で成績が下がることを抱えないためにも成績開示の際には、事前に保護者に対し成績が下がることの実態と記載の仕方に工夫ができることを伝える。同時に、成績票が進学にどのように用いられるかについて説明するとともに、進学には様々な選択があることを個別に説明することが必要である。次年度に向けてのクラス分けの作業は、子どもの回復を促進するという目的に配慮することが望ましいとの指摘を受け、「いじめを受けた子どもの心情を理解する取組等」として、児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり、専門教員への研修として、「いじめを受けた子どもの心情を理解する取組」や、いじめに関係した児童生徒の背景への理解を促進します。さらに、養護教諭に対して、ストレス状態にある児童生徒への支援に関する理解促進、教職員に対して適切に助言できるようなスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの研修、不登校児童生徒の評価の仕方や成績票の渡し方の配慮等についての取組推進などを実施します。

「（4）不登校の子ども及び保護者に対する支援の充実化」ですが、不登校の生徒への支援のあり方は、不登校を類型化するようなパッケージ化した支援ではなく、子どもがどのような環境に置かれているかなど、広範な領域についてのまなざしを持って、子どもが「安心できるように支援すること」が必要との指摘を受け、「支援実現のための方策」として、夏季専任集中研修で本事案を題材とした個別ケースの事例検討会の実施などに取り組みます。

「（5）生徒の自殺が発生した後の背景調査（基本調査）について」ですが、特に自殺した児童等の保護者からいじめの疑いが指摘された場合においては、学校自身が主体的に調査を実施することについて、保護者と対立当事者的な立場にいるとみることもでき、学校として、第三者的な立場で調査を行うことを期待することができない構造になっているのではないかと、との指摘を受け、「基本調査

の実効性を高めるための方策」として、保護者からいじめの指摘を受けている場合や、いじめ認知がなされている場合は、学校は保護者と対立当事者的な立場になる可能性があるため、基本調査の段階から弁護士等の外部の専門家が調査に加わることが出来るような仕組みを構築します。

「(6) 事例検討と同種事案の再発防止に向けた具体的な取組」ですが、当該中学校及び教育委員会において、本報告書(公表版)を用いた事例検討会を行って具体的な事実関係を振り返り、本専門委員会の評価・検証内容も踏まえながら、主体的に、同種事案の再発防止策を検討・実行し、また、その検討・実行した結果については、横浜市いじめ問題専門委員会に報告すべきとの指摘を受け、「学校における同種事案の再発防止策を検討・実行」として、①全校長対象の報告書(公表版)を活用した事例検討会を含めた集合研修、②各区校長会での事例検討会を含めた研修、③教育課程研究委員会(総則部会)での発信を通して、全教職員への報告書(公表版)の理解促進、④専門教員への研修、⑤「不登校児童生徒支援の手引」改訂と学校への周知徹底、⑥スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの研修を通して、専門性の向上や積極的な学校への関わりを推進。さらに、「教育委員会における検証と再発防止策の検討・実行」として、基本調査で、学校に対して「いじめ」の表記を削除するよう指示した件の検証、検証結果のいじめ問題専門委員会への報告を実施してまいります。

恐縮ですが、資料1にお戻りいただき、最後の「調査結果の公表等について」です。報告書は令和5年12月14日に確定しております。その後、第三者委員会より関係した生徒及び保護者へ説明し、教育委員会から教職員7名へ報告書を示し、それぞれの立場に応じて当時の状況の振り返りを実施しており、それぞれ御覧のとおり、反省・謝罪等の言葉がございました。

資料3の「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について【公表版】」につきましては、横浜市の公表ガイドラインに基づき、現在ウェブサイトに掲載されているものでございます。説明は以上でございます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。

森委員

まずは、御遺族の皆様は今も言葉にし難い大きな苦しみの中にいらっしゃると思います。心からお悔やみを申し上げます。この再発防止策と調査結果を読みましたが、反省すべき課題がたくさんあると思います。再発防止策の「1 はじめに」にもありますが、平成29年3月に、深い反省の下に再発防止策を進めてきたとあった中で、また、こういった事態が起きてしまったということ、徹底できない再発防止ではなく、形を作るだけではなく、徹底できる体制と、学校の在り方そのものが問われているのではないかと思います。

まず最初にお聞きしたいのは、今回そもそもいじめを認知できなかったということが大変大きな課題だと思います。なぜ「学校いじめ防止対策委員会」を開催しながらもいじめを認知できなかったのか、そこをまずお聞きしたいと思います。

住田人権教育・児童生徒課長

御質問ありがとうございます。「学校いじめ防止対策委員会」というのは、基本的に組織としていじめを認知する、そういった組織でございまして、認知するだけではなく、その子どもの状況や背景など、そういったことを見立てる中で、どのような対応を行ったら良いのかという方針や、支援していくのかということ判断して決定していく、そういった会議体でございます。その中で、本件につきましては、「学校いじめ防止対策委員会」に情報は共有していたということで

すが、それにもかかわらず、いじめは認知されませんでした。本件の生徒が日頃から孤立感を感じていたという状況などから、当然ながら、からかいの行為が本件生徒には非常につらい状況であることの認識を持っていたわけですので、これは確実にいじめとして認知するべきだったと思っております。

森委員

今、御説明いただきましたが、情報が共有されていたにもかかわらず認知できなかったということ、それは果たして機能していると言えるのか。そこをすごく考えなければいけないと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

住田人権教育・児童生徒課長

それは機能していないと判断しています。

森委員

では、機能していないとするならばどのように機能させるのか、もしくは共有されたときにちゃんと認知できるようになるかということを考えなければいけないと思うのですが、今現状、それに対して何をしているのか、もしくはしようと思っているのかということをお聞かせください。

住田人権教育・児童生徒課長

基本的にはいじめの定義をきちんと理解するというにとどまらず、その児童生徒がどういう心理状態にいるか、今回のケースにおきましては、担任がそういったからかい行為について察知し、指導して、一旦行為としては止んでいる。ただ、そのことについて後から本件生徒に「どうですか」という問いかけはしているわけですが、その中で、もう止んでいるということをもって、「もう大丈夫だ」という認識を持ってしまったというところに非常に良くない点があったと思っております。例えば生徒が「大丈夫だ」と言ったとしても、そこには非常に深い傷つきがあり、つらい思いが続いているのではないかと、生徒、子どもたちの心情を深く理解するための取組が必要であった、そういった理解が必要であったのではないかと考えています。

森委員

心情理解が必要だということについてはそのとおりだと思うのですが、実際に先生方も心情を理解しようと思っても今できない、もしくは心情を理解しやすくなるようなことというのは、先生一人ひとりの力量に委ねるだけではなく、教育委員会事務局としても考えなければいけないと思います。そこは今、何か取り組んでいることというのはあるのでしょうか。

住田人権教育・児童生徒課長

そういった心情を理解するための取組としましては、例えば横浜で今行っております子どもの社会的スキル横浜プログラムの支援検討会、これは個別のケースの支援検討会ということで、子どもの社会的スキル横浜プログラムというのは、子どもにアンケート調査をした結果を、それぞれ一人ひとりが今どういう状態にあるのかというプロフィールに表しまして、それを担任が見て確認するだけではなく、複数の目でその子の状態、具体的なエピソード等をみんなで語り合いながら、示し出しながら、この子の今の心情を理解し、どういう支援が必要なのかということをするためのプログラムでございます。そういったアセスメントを通していくことや、一人ひとりの教員の感度を上げるということももちろんですし、例えば授業などを通して、特に道徳の授業などを通して、いじめのことについての理解を深めるということも必要だと考えています。

森委員

今そういった子どもの社会的スキル横浜プログラムがあるというお話でしたが、子どもたちが今抱えているつらさというのが書けるようなものなのでしょうか。

住田人権教育・児童生徒課長

プログラム自体は、アンケートの中にも記述することはできるようになっていますが、実際にはそういったコメントを拾うだけではなく、見えない心の声と言いますか、そういったものを拾っていくような形になっていると思います。

森委員

一つの方法ではなくて、複数のいろいろな方法で子どもたちの声を拾うということが必要だと思うのですが、そのためには今、コミュニケーションの量が圧倒的に足りないと思います。先生の忙し過ぎる状況というのもあると思いますが、コミュニケーションを多く取っていくことが不可欠だとすると、それに向けて横浜市として何ができるでしょうか。日々の教育活動も含めてですが、何が必要だと思われていますでしょうか。

住田人権教育・児童生徒課長

今、森委員がおっしゃるとおり、子ども同士のコミュニケーションの量、又は子どもと教員のコミュニケーションの量というのは当然必要になっていくのですが、コミュニケーションを取りましようと言って、コミュニケーションというのは図られていくものではないと思っております。もちろん日々の学校教育活動全般を通して、コミュニケーションというのが図られていくと捉えておりますが、一つには授業等の中にも…

<傍聴人による不規則発言あり>

鯉淵教育長

静粛にしてください。

住田人権教育・児童生徒課長

実際には今、授業等を通して個別最適な学びと協働的な学びという示しがあります。その中で協働的な学びというのは、授業を一方的に教員が行って聞いているという受け身のことでなくて、子どもが自ら周りの子どもたちと協働しながら、人の意見を聞きながら、自分の意見を作っていくという学び方です。そういったものが授業を通して全般的に行われているというのが現状でして、それがコミュニケーションの量を増やしていく一つのきっかけにはなっていると思っています。

森委員

教職員も含めてですが、今、私たちは子どもたちの声をしっかり聞いているのだろうか、若しくは子どもたちは自分の思いを話しているのだろうかということを考えると、それが今すごく不足しているということの表れでもあると思います。学校に通っている子どももですが、通っていない子ども、その保護者、いろいろな方々の心情理解というところは、より必要なところだと思います。

二つ目のところですが、保護者の方が担任の方を訪ねたときに、担任の方が3つの選択肢を提示したということが報告書に書いてありました。その選択肢は、クラス全体に状況を伝えるということが一つと、別室登校と、あと、学校を休むという選択肢があったということで、これが非常に気になりました。教員の皆さんがなぜそのように伝えたのか、このように伝えたことがまず残念でして、教育委員会事務局としてここをどう捉えているかというところをお聞きしたいと思います。

住田人権教育・児童生徒課長

今回、保護者が学校を訪ねてきて本件生徒のつらさを訴えた後に、この担任の先生がその選択肢を示しているわけですが、実際にはその後、実際に生徒の声をしっかりと聞いていく、どうなのかということを見ていくということが必要だったと思っています。さらに担任が3つの選択肢を示したということの中に、学校に来なくてもよいという趣旨の提案を入れたということは、結果として本件生徒と保護者の孤立感を更に深めていくことになったと思っておりまして、不適切だったと思っています。

森委員

教育機会確保法もできて、子どもたちが学校に通わなくても学習を保障していくことであったり、通わないということの選択肢も見えてきたところはあるにしても、このタイミングで教員の方が何を提示するかということはすごく大事だと思ひまして、この3つを提示する前にできたことというのはいっぱいあると思うのです。なので、今回は、こういった状態があったときに、教員が何をそのタイミングで伝えるかということは大いに考えて、次に生かさなければいけないと思います。一旦こちらで終わります。

鯉淵教育長

ほかに。

中上委員

命を大切に世に命に値するものなしという言葉がありますが、今回の件は私も非常に重く受け止めております。横浜市いじめ問題専門委員会の重大事態の調査報告書も拝見しましたが、問題点を非常に鋭く指摘してありまして、これは私たちも全体として反省すべき点が多いのではないかと思います。

何点か質問がありますが、まず、先ほどの経過の御説明の中で、保護者等とのクラス替えの面談の要望の中で、学校側から3つの提案があつて、その中の一つに、3年生になるまで学校を休むという選択肢を示されて、最初にこれを聞いたときに私は、「えっ？」という気がしました。本来、先生たちというのは、今も多くの先生たちが努力されていると思いますが、なるべく学校に来たり、来られなかったらそれなりのメニューを教育委員会事務局はいろいろ用意しておりますし、不登校には様々な要因があることは承知していますので、それぞれの相談や、その方法のメニューもあります。それが、逆に休みなさいということの意味がよく分かりませんでした。その割に家庭訪問をしているのかといたら、今の世の中は昔に比べて家庭訪問が非常にしづらい環境というのは十分承知しておりますが、なぜその家庭訪問をされていなかったのかなど、子どもに寄り添ったフォローが不十分だったのではないかと思います。これはこの学校だけの特別な話なのか、ほかの学校はちゃんと対応しておられるのか、その辺りも含めてちょっと教えていただきたいのが1点です。

2点目は、最初にいろいろ報告があつたときに、「学校いじめ防止対策委員会」でいじめの認知がなかったということ踏まえてなのでしょうが、学校教育事務所が「いじめ」の表記を残すことは相当でない判断した。これは詳細の調査をすれば分かると思いますが、先に結論を出してしまつて、学校側が作成した「いじめ」の表記を削除するように指導したと。ここもちょっと理解できませんでした。どうしてそのように御判断されたのか、その辺りをお聞かせいただけますか。

住田人権教育・児童生徒課長

ありがとうございます。1点目の不登校に対する手立て、支援が足りなかったのではないかと御質問ですが、本当に御指摘のとおり、生徒・保護者の心情に寄り添った支援であつたとは言えません。本来であれば孤立感というところを

しっかり受け止めて、担任だけではなく、他の教職員であったり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーという専門職の力や御意見等も借りながら、やはり組織として不登校の支援をしていかなければならないと思っています。具体としては、学習支援にしても丁寧に、教育相談活動などによって折に触れて検討していった、具体策を示していくということが必要だったと考えています。

続いて、2点目の「いじめ」の表記を削除したという件でございますが、基本調査をする中で、学校がいじめを認知していなかったこと、また、その行為を行った関係した生徒への確認もできていなかったというところを受けて、学校教育事務所と人権教育・児童生徒課が打合せを行う中で、この調査結果を説明するときに、「いじめ」という言葉が適当ではないと判断し、削除いたしました。今思えば、これは、いじめを認知していないから「いじめ」という言葉を削除するという原則論に捉われ過ぎていたと反省しております。

中上委員

私の意見も言わせてください。今回の報告書を見ても非常に鋭く指摘されているのですが、自殺の直後は生徒のケアも必要でしょうし、現場はパニックの状態、調査の仕方やタイミングが難しいというのものもあるかもしれません。でも、やはりちょっと時間がかかり過ぎという感じがします。というのは、そのときにスーパーバイザー等のアドバイスもあったにもかかわらず、同時に自殺ということに触れて生徒に聞いたり、ちょっと調査のイロハと言いますか、その手続きに反省点があるのではないかと思います。時間がたつと、事実関係を把握するのに非常に記憶も飛びますし、卒業したり転校したりで異動しますし、そういうことで事実関係が取れない。事実関係が取れないと、再発防止策というのは鋭くできないですね。やはりある程度のテンポを持って、きちんと本来の調査のスタンスを持って、専門家のアドバイスも受けながら、早くこういう報告、再発防止策を防ぐためにももっとスピード感を持つべきだったと思います。まだありますが、後にします。

鯉淵教育長

ほかにいかがですか。

四王天委員

まずは、子どもに先立たれてしまうという、いわゆる逆さを見るという事態になったこと、私も親として非常に残念でなりません。それで、まず確認したいことがあります。資料3「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について【公表版】」の23ページの6行目、いろいろな葛藤を抱えながらも、遺族の方は「学校はやることをやってくれた」と表明していたということですが、これは本当ですか。

住田人権教育・児童生徒課長

この報告書は、第三者委員会がヒアリングを行う中で出てきた言葉や事実をまとめておりますので、これはこういう言葉があったのだと思っております。

四王天委員

では、第三者委員会の聴き取りによる、こういう表明である、こちら側が勝手にそのように言ったという記述ではないということですね。分かりました。

それで、今回いろいろな場面での判断の甘さや認識のずれなどが、いろいろな問題を加速度的に大きくしていったかと思いますが、一つのポイントはここにもあったのではないかと思います。いろいろなことを調べていく上で、御家庭、保護者との関係が悪化して、不信感を抱かれるようなものになってしまっていま

す。このようになってしまった経緯についてお話ししたいと思います。

住田人権教育・児童生徒課長

御質問ありがとうございます。今お示しいただきました資料3、23ページの6行目の少し上に戻っていただきまして、そこの文書を読ませていただきますと、「校長が本件生徒の自殺直後から遺族へ弔意を示し続け、誠意をもって対応を続けたことは理解ができる。しかし」、次のところでございます。「校内で得られた情報を遺族へ断片的に伝えたことは問題である」と。この断片的に伝えたということをもって御遺族は、「本件生徒の自殺の原因が家庭にあると学校から言われたように感じ」、そこからの不信感ということにつながっていると思います。

四王天委員

このような伝え方に問題があるということで、これは校長の言い方が悪かったなど、そういう問題でしょうか。

住田人権教育・児童生徒課長

基本的に基本調査を行う中で、基本調査というのは情報をきちんと収集するという意味合いを持っておりますが、途中段階でそういった判断をしないで伝えたということが、まず不信感につながっていったと思います。

四王天委員

このポイントが認識の甘さを一番表しているのではないかと思います。次の質問があります。本人が自殺するきっかけになってしまったのが、非常に悪かった成績票を受け取って、それが最後の引き金になってしまったと思うのですが、不登校期間中だったために成績が下がってしまうということは容易に想像できることで、授業に参加していないのだから成績が下がっても仕方ないというような考え方はぜひ改めるべきだろうと思います。この辺りのところ、不登校である生徒への成績の付け方やその渡し方などについて、改める点があると思っただらお答えいただきたいと思います。

住田人権教育・児童生徒課長

まさに学習評価の実施ということになるかと思いますが、基本的には不登校のお子さんにとっては非常に気になる場所と言いますか、それは児童生徒だけでなく保護者の方も含めて非常に気になる場所ではないかと思います。評価の実施については、児童生徒の良いところや進歩したところという状況を積極的に評価する。取り組んだことは意義があることとすとか価値があることと言いますか、そういったことが実感できるような評価をすることが大切であると考えます。今回、不登校の生徒について家庭訪問がなかったということが指摘されておりますが、例えば家庭訪問をして学習のプリントを渡し、また、学校から提示されたものでなかったとしても、家庭で自主的に行った学習などを評価するというようなことが必要だったのではないかと思います。評価のための資料を積極的に集めていくということが必要だったのではないかと考えております。

四王天委員

学習が不振であるということは本人が一番理解していることで、テストの結果などによって更に追い詰めるようなことになってはならないと思います。やはり評価というものはその人間全てを表すもので、更に落ち込ませるようなものではないと考えます。この辺りのところもぜひ配慮していただきたいと思います。

続きまして、私も子どもの親なのですが、自分が持っている一番の財産は何か。家やお金ではありません。子どもがいること、それがやはり最大の財産だと断言できると思います。自分たちがいかにこの世にとって大事な存在であるかということを、日頃からそういうメッセージを学校でもちゃんと伝えているのか。「すごく大事だよ」と。それで、もし自分がいなくなったらどうなってしまうだ

ろうというようなことまで考えて、いなくなるようなことを思いとどまらせる勇気みたいなものもきちんと伝えてほしい。「大事なんだよ」と。そういうことに對して横浜市はどのような取組をされているか、お尋ねします。

住田人権教育・児童生徒課長

このような重大なことが起きて、胸を張ってこういうことを行っていますというのはなかなか言いづらいところではございますが、横浜市では、「だれもが」「安心して」「豊かに」という人権尊重の精神を基盤とする教育というのを推進してきております。あらゆる教育活動、そういった機会を通して、一人の子どもを大切に取る取組ということで進めております。先ほどから出ています子どもの社会的スキル横浜プログラムというものや、授業の中での教育活動等、そういったものを活用して、今、四王天委員におっしゃっていただきました、「あなたが大切な存在である」ということのメッセージを常に発信することによって、自尊心や自己肯定感というのを育む教育の推進をこれからも充実させていきたいと考えております。

四王天委員

学校だけでなく、保護者との連携というものもとても重要だと思いますので、保護者ときちんと連絡を取り合って、一緒になって育てていくという気持ちを前面に出していただきたいと思います。

もう一つあります。今回のことで私が一番気になったのは、構造的な問題です。昨日も山中市長が申していたこととほぼ同じですが、現在はいじめ事態が発生すると、その認知や情報収集は教育関係者が行って、重大事案と判定されたら、その後の調査は教育関係者でなく、速やかに現在の附属機関に位置づけられているいじめ問題専門委員会ということで、この「参考」の表の中にある流れなのですが、最初は全て教育関係者だけで行っていることが今はもう限界だという論調があります。一番最後に市長の命でいじめ問題調査委員会（市民局人権課）というのがあります。教育関係者だけでなく、横浜市の機能、市庁の機能の全てを使って、この市民局人権課にも基礎調査、初動捜査などから関わっていただく。横浜市全体で調査を行う。バイアスのかかかっていない報告をするということをしなければ、中立性・客観性などが担保されないのではないかと考えております。今のは意見です。

最後に、今回の件に限りませんが、いじめに関して最後に聞きたいことがあります。現在でも過去でも良いでしょう。いじめをしている、したという身に覚えのある君。何年か経過して君は卒業して社会に出て、いつかはもしかしたら結婚するかもしれない。そして、子どもを授かって親になるかもしれない。もしその生まれた自分の子どもがいじめを受けたら、一体、君はどうやってその子に接するんだ。泣いて帰ってくる子どもに何て声をかけるんだ。私はそれを聞きたい。今いじめをしている者は、これから重い十字架を背負って生きていかなければいけないという覚悟を持ってもらいたい。だから、いじめはなくしてもらいたい。以上です。

<傍聴人による不規則発言あり>

鯉渕教育長

今回の件は、私どもも本当に深く反省しております。静粛にしてください。

<傍聴人による不規則発言あり>

鯉渕教育長

静粛にしてください。会議を続けます。

大塚委員

尊い命が失われて、御遺族の思い、心中をお察しするに余りあります。今回、当該生徒が何度も相談しました。その相談を受けるということが一体どういう重みを持っているか。その子の心情に寄り添う。そして、ひどく孤独な心情に気づく。そこにいじめがあることに気づく。いじめが認知されないと、組織的な支援は始まらないのです。組織的な支援で子どもの命を必死で救う。そういう現場で日々、教員たちが行っているにもかかわらず事件が起き、追い詰められた本件生徒が自死を選ぶ。本件は、生徒指導専任教諭の姿が見えません。スクールカウンセラーの姿も見えません。その本件の生徒の孤独感に誰が気付くか。生徒指導専任教諭が様々な研修で研ぎ澄まされた感覚は、本当に貴重なものだと思います。その感覚が生かされる場、それが学校である。それがなぜ今回機能しなかったのか。そして、スクールカウンセラーを設置した意義は非常に大きいです。全ての学校に配置されています。それでも起きました。このスクールカウンセラーにつなげることも、本件はどこにも記されていません。中学生は非常に多感な時期で、大人もその心情を理解しづらい、そういう部分があります。難しい時期だからこそ、担任が一人で抱えるのではなく、様々な人と連携していくことが非常に重要です。その連携がなぜできなかったか、なぜスクールカウンセラーにまでつながらなかったか、その点もぜひ教育委員会事務局としてどう考えているかお伺いしたいところです。

2点目は、次年度に向けて…

<傍聴人による不規則発言あり>

鯉淵教育長

静粛にしてください。

大塚委員

次年度に向けてクラス分けについてですが、保護者は子どもの思いを受け止めて、学校に訴えに来ました。クラスを替えてほしい。それは本当にすごい決断だと思います。それを言葉にして伝える勇気、そこに思いをはせる人がいるべきでした。自分が親として伝えることが学校にとってどうなのだろうか、不安もある中で学校に足を運び、自分の思いを伝える。でも、そこで得た回答は、3つの選択肢。非常に厳しかったと思います。どんな思いで御自宅に向かわれたことか。クラス分けが、もし何らかの形で組織として議論され、そして、何らかの形でその願いが実現に向けて動いていたなら、あの事件はまた変わってきたのではないかと思います。残念でなりません。柔軟な学校の考え方、それは一つの学校だけがたどり着くのではなく、やはり横浜市という組織で柔軟に考えるとはどういうことか、そこもしっかり議論していくべきだと思います。

3点目です。3点目は、再発防止策について。まず今回、気付くませんでした。その気付くなかった部分について、この再発防止策には専門教員についての研修が書かれています。ですが、専門教員だけではないと思います。全ての教職員が、子どもから相談を受けたとき、その子どもの孤立感に気付く。そして、SOSを受け止める。その力を持たなければいけません。相談を受けるとはどういうことかという知識を持つ。そして、相談を受ける際のどういう技能を高めれば良いか。そして、態度の獲得。そういうものを教職員が身につけるといっても、しっかりここに位置づけていただきたいと思います。そして、再発防止策の最後にありますが、「資料2」の4ページ。教育委員会事務局の、今回の学校に対して「いじめ」の表記を削除するよう指示した件の検証とあります。これは隠蔽と言われてもそのとおりで、どうしてこれが隠蔽というような形になってしまった

かをしっかり検証していくのは当たり前のことです。この先に、この検証の結果を学校現場へ報告する、保護者へ報告するというのをぜひしっかり明記してほしいと思います。この出来事によって教育委員会事務局は、学校現場からの信頼も失っていたと思います。教育委員会事務局と学校の信頼関係をしっかり取り戻すためにも、この検証の報告というものをどのように学校現場に理解していただくか、そして、社会全体に御理解いただけるようにするか、大変重要な部分だと思います。検証で済まらず、現場への報告等もしっかりここに入れるべきだと私は考えます。

以上、お答えを頂きたいと思います。

<傍聴人による不規則発言あり>

鯉淵教育長

静粛にしてください。

住田人権教育・児童生徒課長

一つ目のスクールカウンセラーのことについてでございます。この学校が心理の専門家であるスクールカウンセラーを活用できていなかったということは事実でございます。そのことを踏まえ、学校が積極的にスクールカウンセラーの活用ができるようにと考えています。まだまだそういうことが多いということの事実に基づいて、校長や、先ほどもあった専門職である生徒指導専任教諭に対して、研修を通して重点的に働きかけていきたいと思っております。また、スクールカウンセラーに対しても、専門性を学校で発揮できるように、資質の向上に努めていきたいと思っております。

二つ目に、クラス替えについてのお話を頂きました。ありがとうございます。国からも、いじめられた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用すると示されております。これは令和元年、それから令和5年3月、令和4年度にも、実はそういったことが示されているわけです。そういった通知を受けて、クラス替えということについてもできるだけ丁寧に耳を傾けるということをまずすべきだと思います。その理由や背景をしっかりと捉えるために、クラス替えの申出がありました、ではやりましょうということではなくて、そういう意味合いを…

<傍聴人による不規則発言あり>

住田人権教育・児童生徒課長

児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするために、年度途中のクラス替えも含めて、学校が保護者とともに考えるという姿勢が大切だと思っております。

<傍聴人による不規則発言あり>

鯉淵教育長

傍聴人は静粛に願います。

<傍聴人による不規則発言あり>

鯉淵教育長

続けてください。

住田 人権教育・児童生徒課長

三つ目のことですが、気づけなかった、SOSを受け止める力がなかったということにつきまして、まさしく本当にそのとおりで思っております。そこは教員一人ひとりの資質の向上に努めていくという以外になかなかお答えすることができないのですが、そういったことも含めて今後も真摯に取り組んでいきたいと思っております。

最後の教育委員会事務局の検証につきまして、厳しい御指摘・御意見を頂きました。ありがとうございました。その検証の結果のフィードバックにつきましては、資料2の「2 これまでの流れと再発防止に向けた取組のフロー図」というところを御覧いただき、一番最後のところに「全校」と書いてありますが、これは教育委員会事務局も含めて再発防止の徹底から報告、それから最後、いじめ問題専門委員会や市会への報告という形で循環させていきたいと考えております。そういった再度の検証結果の取組という形で考えております。

大塚委員

子どもの尊い命を守る、そういう私たちの決意をもって、そして、学校現場からの信頼をきちんと構築する、そういう気概をもって、これから取り組んでいかなければいけないと思います。

<傍聴人による不規則発言あり>

鯉渕教育長

静粛にしてください。

<傍聴人による不規則発言あり>

鯉渕教育長

謝罪については、先日の記者会見で謝罪させていただいております。本日は教育委員の御意見を聞く場ということで設定しております。

<傍聴人による不規則発言あり>

中上委員

先ほども言いましたが、今回の調査報告書では、組織的な対応の反省点も非常に鋭く指摘されておりますし、これを我々も謙虚に受け止めていかなければいけないと思っております。この報告書は、要するに事実関係と問題点を挙げて、再発防止策の御提言も頂いています。その最終の言葉にこういう言葉が書いてあります。「本事案のような悲しい出来事が繰り返されないよう、具体的かつ実効的な提言が現場側からなされることを強く期待するものである」。私はこの意味を、今回、教員が子どもに寄り添っていたかどうか、このいじめを防げなかったかどうかということをまずは振り返っていただき、反省していただき、それを教員の声でほかの学校の教員に伝えてほしいのです。こういうことを繰り返さないように。だから…

<傍聴人による不規則発言あり>

中上委員

私の話をまずは聞いてください。現場からなされるという意味は、教員の言葉が一番教員にも響くと思うのです。同じことを繰り返さないためにも、ぜひ教員の言葉を研修の場でも再発防止のいろいろな場でも生かしていただくようお願いしたいと思います。以上です。

住田人権教育・児童生徒課長

ありがとうございます。

鯉渕教育長

ほかに。

泉委員

私からも2点ほど質問させてください。本件は、子どもが何度かSOSを出していましたが、学校がそれをキャッチできませんでした。キャッチしたと思っていて、キャッチしたように見えていたのですが、本質的な受け止めができていなかったような状況かと思います。特に今回、中学生で思春期の、大人には一見分かりにくいような子どもならではのサインを出していたという難しさもあったと思いますが、しかし、SOSを発してもキャッチしてもらえず、やがて子どもはサインを発することすらなくなってしまいます。ですので、分かりにくいサインであっても、私たちは必ずこれを見逃さないような、受け止めるようなことをしなければならないと思います。子どもが発するSOS、学校がそういったサインを見逃さないように、組織として感度を高めるためにはどのような取組がされておりますでしょうか。これが1点目の質問です。

2点目の質問につきましては、今度は組織ではなくて教職員になるかと思いますが、子どもは成長過程で、しかも集団の中では様々なストレスを受けます。ただ、この中でも特にいじめ等といった対人関係から来るネガティブなストレスというのは非常に重大です。このようなストレスをうまく解決できたときは大きな成長につながりますが、一方で、それに失敗したり長引いてしまったりした場合というのは、心身への影響が非常に大きくなる、メンタルヘルスの問題として非常に大きくなるということは周知のことかと思えます。このようなことを、学校では養護教諭だけではなく一般の教職員もぜひ知っておくべき内容かと思えますが、学校としてこのような一般の教職員も、子どものメンタルヘルスのもろさや、そういったことを学ぶような機会というのはあるのでしょうか。この辺りの取組について教えてください。

住田人権教育・児童生徒課長

ありがとうございます。最初のSOSの受け止めにつきましては、今後も学校や児童支援専任教諭、生徒指導専任教諭の研修などを通して、更に今回の件も踏まえますと、思春期の子どもの心理というのは非常に大きな課題と考えております。そういった思春期の子どもの心理ということも研修の中に入れながら、具体的にはそういったことが受け止められるように、また、個別のケースの支援検討会等でSOSを丁寧に受け止めるという、そういった感度を高めていきたいと思っております。その中で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーからの専門的な助言をもらうということも当然必要だと思っておりますし、見逃しやすい子どものSOSというのをキャッチできるように今後も取り組んでまいります。

2点目ですが、泉委員におっしゃっていただいているように、いじめなどによる様々なストレスというのがすごく今言われておまして、メンタルヘルス教育などということも言われておますが、学校においては、いじめ・自殺・虐待、それから保護者の養育に関する問題等、様々なストレスを抱えた子どもをどのように発見したり、背景をつかんでいったり、どのような支援ができるかといった検討を行うために、養護教諭というのがやはり一つポイントになっておまして、養護教諭が中心となって対応するということが求められています。求められているというのは、実際には国からも通知のような形で出ておまして、こうい

ったことについて教育委員会事務局としても、養護教諭や一般職員に対する研修等の機会を発信していきたいと考えております。その充実を図りたいと思っております。

森委員

教員個人として、また、学校組織として感度を高めるということをお願いしたと思いますが、一方でぴりぴりし続けてしまったり、お互いに監視し合っているような状況というわけではなくて、子どもが安心してSOSを発信できるような学校環境にしていけたらと思います。

住田人権教育・児童生徒課長

ありがとうございます。

鯉淵教育長

ほかに御意見はありますか。

森委員

先ほどは質問中心でしたが、最後に要望を三つお願いします。一つ目は、今回、子どもも保護者も皆さんをどんどん孤立化させてしまったということが大きいと思います。子どもが不登校になったときは、子どもも家庭もみんなが孤立してしまう環境になりやすく、そこへの支援の充実ということが書かれていますが、これは急務だと思うので、早急に体制の強化、支援の充実の強化をぜひお願いしたいと思います。フリースクールとの連携や、居場所の充実など、保護者の伴走も含めてですが、教育委員会事務局だけではできないこともあると思うので、横浜市全体でそれは早急をお願いしたいと思います。

二つ目は、先ほど中上委員からの御質問に対して、「いじめ」の表記を削除させるという話があったことに対する答えの中で、「いじめ」という言葉を使うことが相当ではないということや、原則論にとらわれ過ぎていたというお答えがありました。その原則論というのは何なのかということ、本当にその原則というのが正しいのかということ、かなり疑問です。なので、こういうことが絶対にないように、教育委員会事務局が学校に対して「いじめ」の表記を削除させるということは、こういう報告はもう聞きたくないので、ないようにお願いしたいと思います。

そして、三つ目です。子どもたちと向き合いたいと思っている先生はいっぱいいると思いますが、それをやりたいけれどもどれだけ難しいかということに苦悶している先生方もいっぱいいると思います。子どもたちにもっと学びを委ねていく、先生に委ねていく、学校に委ねていくということが、これからスタンスとしてもっと必要だと思います。教育委員会事務局から、「これを行ってはいけません」とか、「ここまでの範囲ですよ」とか、「こういう報告をお願いします」とか、行ってはいけないことの強化とか、更なる報告を増やすとか、更にそこを増やすことはないようにお願いしたいと思います。子どもたちのやりたい、先生のやってみたい、そこを中心としたサポートを教育委員会事務局がどうできるか。管理ではない、そのいびつな構造が生み出していると思うので、まずその姿勢を変えていくということ、これを機にみんなで考えていただきたいと思えます。

鯉淵教育長

ほかにいかがですか。ほかによろしいですか。

私からも一言申し上げさせていただきます。今回のことにつきましては、第三者委員会の先生方が本当に膨大な調査を行ってくださいました。その結果がこの

調査報告書ということで、教育委員会事務局としてもこの内容を重く受け止めております。学校現場でいろいろ足りないことがあったのは事実ですが、重ねて教育委員会事務局として本当に不適切な対応がございました。教育委員会事務局を束ねる者として、そのことにつきましては深くおわび申し上げます。

今後、事実関係をしっかりと踏まえて、その上に立った実効的な再発防止策を講じていきたいと思っております。第三者委員会から非常に良い提言を頂いていると思っております。それでは、それを現実にどうしていくのか。そのことに現在置かれている我々の責務として、500校ある横浜市の学校におきまして、この提言されたことをしっかりと現実に実現していくための方策をきっちり立てたいと思っております。

今申し上げている再発防止策は骨格のようなものかと思えます。おっしゃるように私は退任ということになっておりますので、新年度の中におきまして具体化していくということが大事かと思えます。提言された内容の中で、特に事例検討を勧められております。何か集団で研修するというのではなく、どうして我々の仲間の中でこういうことが起きたのかということもしっかりと考えなければなりません。それは教育委員会事務局も同じということです。そういった意味で、学校現場を支えていくという教育委員会事務局の役目を肝に銘じて、今後の対応をしっかり進めていきたいと思っております。今回こうしたことが起きたことを、教育委員会事務局の責任者として誠に申し訳なく思います。

ほかによろしいでしょうか。それでは次に、議事日程に従い、審議案件及び報告案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。教委第61号議案「横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」、教委第62号議案「横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について」、教委報第6号「教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について」は人事案件のため、教委第63号議案「訴訟に関する教育長臨時代理について」、教委報第5号「訴訟に関する臨時代理報告について」は訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第61号議案から教委第63号議案、教委報第5号及び教委報第6号は、非公開といたします。

次に、教委第59号議案「横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の全部改正について」、所管課から御説明いたします。なお、教委第60号議案「横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正について」もまとめて御説明いたします。

原田職員課長

職員課長の原田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。それでは、教委第59号議案「横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の全部改正について」、説明いたします。

まず、改正の概要につきまして、資料の最後のページに添付しております1枚物の「教育委員会資料」と右上にあるものを御覧いただければと思います。よろしいでしょうか。

「1 改正の趣旨」でございますが、まず、本市のフレックスタイム制度を口頭にて説明いたします。本市の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分の1日7時間45分になっておりますが、その前後に勤務時間帯を複数設定することで、この時間帯のことを組別と呼んでおりますが、職員がその組別を選

扱することができる制度となっております。資料に記載のとおり、この制度は平成31年度から本格運用を開始いたしまして、一定程度浸透してまいりましたが、令和6年4月に市長部局のフレックスタイム制度が改正される内容に合わせて、教育委員会事務局職員も同様に運用の変更を実施しようと考えております。

「2 主な変更の内容」でございますが、(1)現在の組別に加えまして、「午前7時から午後3時45分まで」等の組別を追加いたします。(2)暫定再任用等の短時間勤務職員をフレックスタイム制度の対象者といたします。

「3 施行期日」でございますが、令和6年4月1日を予定しております。

以下、参考といたしまして、教育委員会事務局における利用実績を記載しております。令和5年度現在、約880名の職員が在籍しておりますが、毎月約160名、約18%の職員がこの制度を利用してございまして、昨年度から微増しております。また、利用実績が多い時間帯といたしましては、「午前8時から午後4時45分まで」が約22%、以下、記載のとおりとなっております。それらを合計しますと、全体の約4分の3を占めております。

恐れ入りますが、議案にお戻りいただきまして、3ページ以降でございますが、改正後の案文、そして、その次以降には、新旧対照表におきまして今回の改正点を下線で記載しておりますので、御確認願います。教委第59号議案の説明は以上でございます。

村上教職員人事部長

教職員人事部長の村上でございます。続いて教委第60号議案を御説明させていただきます。こちらは学校に勤務する教職員を対象としたフレックスタイム制度の規程の一部改正でございます。教職員労務課長から議案の御説明をさせていただきます。

大木教職員労務課長

教職員労務課長の大木でございます。よろしくお願いたします。議案の2ページを御覧いただければと思います。「提案理由」についてでございますが、横浜市立学校に勤務する暫定再任用短時間勤務職員を含む定年前再任用短時間勤務職員を、新たに横浜市立学校フレックスタイム制度の対象とする等のため、当規程の一部改正を提案するものでございます。

次ページ以降、7ページまでが改正議案となっております。こちらも別紙に説明資料をつけさせていただきましたので、こちらで詳細を説明させていただければと思います。右上に「教育委員会資料」と囲みで書いたものでございます。

「1 改正の趣旨」でございますが、現在のフレックスタイム制度の対象者は、フルタイムの勤務職員のみを対象としておりましたが、来年度に向けて短時間勤務職員等に拡大して、一部変更するものでございます。なお、注意書きの※1がございまして、市立学校のフレックスタイム制度につきましては、学校長の判断で、一日の勤務時間は変えずに、開始時刻を朝7時から10時まで15分単位で利用が可能となっております。なお、標準的な各校種の勤務開始時刻は、小学校は8時15分、中学校は8時30分という開始が多くなっております。また、定時制高校では、午後1時の開始時刻が標準となっております。

「2 主な改正の内容」でございます。(1)の短時間勤務職員を対象とするほか、(2)の定時制高校等の勤務時間につきましては、現在、標準の午後1時のほかに午前9時30分まで15分ごとにフレックスタイム制度の組がございまして、それに9時15分と9時からの組を新たに加えるものでございます。こちらは進路指導の際、就職説明会等の設定がございまして、新たに設定するものでございます。

「3 施行期日」は同様に、令和6年4月1日を予定しております。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目を御覧いただければと思います。今年度の利用状況を添付しております。御報告させていただきます。

「1 制度概要等」でございますが、先ほど申し上げたとおり、7時から10時の開始時刻で組がございまして、利用可能となっております。2日前までに学校長に申請するというルールになっております。「(2) 利用要件及び上限回数」でございますが、表にありますとおり、利用要件は、子育て、介護などの条件をつけております。上限回数については月5回が原則でございますが、時間帯によって12回または上限なしというような設定も可能となっております。

「2 利用実績」でございます。令和5年1月現在の数値でございますが、利用校数で言いますと421校、全体の83%になります。利用者実数につきましては1,493人、こちらは7.8%となります。下段の「(3) 延べ利用回数」につきましては65,988回と、いずれも昨年度より増傾向となっております。(3)イに「勤務時間のパターン別」というところがございまして、こちらでは8時30分開始の組が多く利用されております。小学校の標準の開始時刻は通常8時15分が多く、授業は8時45分が多いですので、授業に支障のない範囲で8時半までずらしているパターンが多く見られます。次に多いのが8時45分の組でございますが、こちらは中学校が多いです。中学校は通常、勤務開始時刻が8時半でございまして、登校時間が大体8時40分、9時授業開始というのが多く見られますので、同様に授業に直接影響のない範囲での利用が多くなっているという状況でございます。

3ページ以降には当規程の新旧対照表も参考に添付させていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。雑ぱくですが、説明は以上になります。

鯉渕教育長

所管課から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

森委員

報告ありがとうございます。一つお伺いしたいのですが、子育てというところで小学生以下になっていきます。中学生も含まれていますが、この制度というのは、例えば子どもに障害があるなど様々な事情により、その年齢を超えても使いたい場合というのは使えるのでしょうか。

大木教職員労務課長

中学生というのも利用区分にございますので、使うことができます。そのほかに、子の看護休暇や、短期介護休暇等でも利用可能となっておりますので、そういった場合は様々な利用をしていただいているという状況でございます。

森委員

あと、今、月5回だと思うのですが、この月5回というのはどういった理由で5回に制限されているのでしょうか。

大木教職員労務課長

こちらでも導入して試行を繰り返して行ってきたのですが、やはり校長のマネジメントと周囲の理解等が必要だということで、上限5回を原則にしておりましたが、要件を少しずつ緩和していったところでございます。今後は校長会や職員などと話していき、そういったことを見極めていきたいと思っています。

森委員

要件を少しずつ緩和しながら、より使いやすい制度にしていく方向性は賛同いたします。ただ、これから一気に制約のある働き方をする人が増えていくと言われていきます。子育てだけではなくて介護です。この数年で多分かなりの割合が増えていくと思ったときに、本当は働き続けたいけれども、働く環境が整っていない

いがゆえに働き続けることを諦める方が増えないようにするには、更なる使いやすいフレックスタイム制度にしていく必要があると思います。先ほど学校長の方々だったり周囲の理解ということがありましたが、今の担任の在り方などをベースに考えるとこの回数が上限かなという発想になってしまうかもしれませんが、そもそもこれから人材確保がより難しくなっていくことを考えると、担任の持ち方から考えて柔軟に取れるようにしていかないといけないと思います。民間の企業では在宅などいろいろなフレックスタイム制度が導入されている中で、そういう働き方を選んでいく、特に若い世代は増えていくと思いますので、選ばれる職場になるように、制度の充実を更に考え続けていただきたいと思います。お願いします。

鯉淵教育長

ほかにいかがですか。

大塚委員

2ページの「2 利用実績」のところですが、令和4年から比べれば令和5年は利用率が上がっていると思います。この数値に関してですが、教育委員会事務局としてはどのように受け止めていらっしゃるかお伺いしたいと思います。例えばもっと増やす方向にとか、現状では周知が随分できていって使いやすくなっているなど、そういった見方をお伝えいただきたいと思います。

大木教職員労務課長

今年度、学校現場にアンケートを実施しております。アンケートの区分では、認める側の管理職と、利用者而非利用者の区分で分けてアンケートを取っております。利用要件や時間帯の設定につきましては、どの区分でも今のままで適切だという意見が非常に多くなっておりまして、利用回数の上限のところは割れておりまして、利用者はもっと回数を増やしていただきたいというのが半数以上ございます。一方で、管理職や非利用者の3分の2ぐらいは今のままで適切だというような意見が多くなっておりまして、そういったところのバランスを見ながらの制度設計が必要かと思っております。

大塚委員

いかに使いやすい制度になっていくかということが非常に重要で、仕事か家庭か二者択一ではなく、どちらも充実していく学校現場になっていってほしいと思います。ただ、例えば(3)イ勤務時間パターン別で、一番多い利用が8時半から17時になっています。小学校の場合ですと、もう既に登校指導が始まっています。それには参加できない。そういうところの申し訳なきや、それを引き継ぐ人の引き継ぎやすさなど、フレックスタイム制度がいかに周りの教職員に理解されているか、そして協力し合えるか、そういうことが非常に求められます。そういう使いやすい環境作りというものを、これからしっかりと発信していくことが必要かと思えます。

一方で、お声として聞こえてくるのは、定時が延びてしまうのではないかと。早くから遅くまでのフレックスタイム制度という部分での定時が延びてしまうということへの不安のお声も聞こえてまいります。それから、校長の判断というところですが、やはり校長の理解によって判断が、学校によって違ってくることができるだけないような状況を望みたいところですが、学校というのは各学校で勤務状況が違います。年齢層も違えば、いろいろな条件が異なります。その中で、校長も最善の努力をしながら判断されているということは理解できますが、それでも、校長の理解によって変わるということが、できるだけ利用する側にとって不安なところにならないように、ぜひ教育委員会事務局として発信していただきたいと思えます。意見です。

鯉渕教育長

ほかに。

四王天委員

このような勤務時間パターンというのは、朝早く来て早く帰る、朝遅く来て夜遅く帰るというパターンだと思いますが、朝早く来て早く帰りたいという場合の事情というのは夕方などに予定があるわけで、これが職場を早く後にしなければいけないという後ろめたさみたいなものを感じたり、そういうがあるので、このフレックスタイム制度をきちんと使っていますよ、この時間帯を使っていますよと分かるような色別のバッジや、私は「今この制度の利用者です」みたいな、明確に周囲に分かるような方法を一つ取っていただきたいなと思います。周囲の理解が全然なくて、「何であの人早く帰っちゃうの」みたいになっただけじゃありませんし、そうするとフレックスタイム制度も利用しづらくなるので、まずこのフレックスタイム制度のどの時間帯を使っているかが周りにも分かるような施策があると良いなと思います。

あともう一つ、このフレックスタイム制度ではないのですが、早帰り、早退みたいな制度というのはきちんと確立してあるのでしょうか。この使用理由を見ると育児がほとんどなので、いろいろそういったケースはあるかと思うのですが。

大木教職員労務課長

こちらのフレックスタイム制度はズレ勤の制度ですが、横浜市にも育児短時間勤務制度といった短時間の勤務制度がございまして、現在でも多くの方に利用していただいているという状況でございます。

四王天委員

分かりました。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。特に御意見がなければ、それぞれの議案についてお諮りしたいと思います。まず、教委第59号議案について、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
次に、教委第60号議案について、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了いたしました。事務局から報告をお願いします。

片山総務課長

次回の教育委員会臨時会は、3月21日木曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、4月5日金曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は、3月21日木曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、4月5日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途通知いたしますので、御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第 61 号議案「横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第 62 号議案「横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第 63 号議案「訴訟に関する教育長臨時代理について」
(原案のとおり承認)

教委報第 5 号「訴訟に関する臨時代理報告について」
(報告のとおり承認)

教委報第 6 号「教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について」
(報告のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後 0 時 55 分]